

議案第 55 号

市川市心身障害児福祉手当支給条例及び市川市重度障害者福祉手当支給条例の一部改正について

市川市心身障害児福祉手当支給条例及び市川市重度障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 18 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市心身障害児福祉手当支給条例及び市川市重度障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

(市川市心身障害児福祉手当支給条例の一部改正)

第 1 条 市川市心身障害児福祉手当支給条例(平成 18 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(市川市重度障害者福祉手当支給条例の一部改正)

第 2 条 市川市重度障害者福祉手当支給条例(平成 18 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の市川市心身障害児福祉手当支給条例第 7 条の

規定は、平成31年7月以後の月分の市川市心身障害児福祉手当支給条例の規定による福祉手当（以下この項において「手当」という。）の支給の制限について適用し、同年6月以前の月分の手当の支給の制限については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の市川市重度障害者福祉手当支給条例第7条の規定は、平成31年7月以後の月分の市川市重度障害者福祉手当支給条例の規定による福祉手当（以下「手当」という。）の支給の制限について適用し、同年6月以前の月分の手当の支給の制限については、なお従前の例による。

理 由

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正を踏まえ、心身障害児福祉手当及び重度障害者福祉手当の支給を制限する者の範囲を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。